

## 松江家庭裁判所委員会（第23回）議事録概要

### 1 日時

平成24年6月26日（火）午後1時30分～午後4時00分

### 2 場所

松江家庭裁判所大会議室

### 3 出席者

（委員長）古田 浩

（委員） 岡田 常，河村 浩，桐山香代子，坂田節生，竹谷 強，細木裕二  
山内政司，山根貴史（五十音順敬称略）

（説明者）岩武首席家裁調査官，大内首席書記官，小松次席家裁調査官

（事務担当者）山頭事務局長

（庶務） 田部総務課長，伊藤総務課課長補佐

### 4 議事

#### (1) テーマ「成年後見制度の今後の展望について」

ア ビデオ上映「成年後見～利用のしかたと後見人の仕事～」

イ 事例検討及び裁判所側説明者による説明

「後見人説明会～これやっていいの～」岩武首席家裁調査官

ウ 質疑応答，意見交換

（委員長）

実際に後見人説明会で使われている質問形式の事例問題について，委員の方々に解答をいただいたが，全ての問題について，正しい解答をしていただいた。

裁判所が後見人説明会において，後見人の役割について理解いただくために講じているこのような方策について，感想又は改める点及び工夫する点など御意見をいただきたい。

（委員A）

後見人になられている方と直接話をしたことがないため，どのような点が問題になっているか分からないが，裁判所としては，様々な事例を集めることが一番ではないかと思う。

（委員B）

実際に後見人になられた方からは，ケースごとで悩むことがあるとの話を聞いた。そのような場合，常に相談できる窓口があるか伺いたい。

（説明者）

基本的には，事件を担当する書記官に電話していただいたり，家庭裁判所の受付窓口で説明させていただいている。

今後，書面による照会に対しても，対応できるよう検討しているところである。

（委員長）

悩んだまま後見人の業務をしていただくと，後々責任問題が出てくる場合があるので，その時点で担当書記官に照会していただきたいと考えている。

（説明者）

後見監督という制度があり，定期的に家庭裁判所が後見人の業務内容について報

告を求める機会がある。急を要する事案でなければ、その機会を利用して相談していただくこともできる。

(委員長)

後見人に就任してから財産目録を作成し、家庭裁判所に提出していただくことになっているが、当庁では概ねそのころに後見人説明会を実施し、後見人になられた方に対して責任の自覚を促している。その機会に困っていることなどがあれば、相談していただけるよう配慮している。

(委員C)

親族に一時的にお金が必要になり、後見人が被後見人の財産を流用したことから、後見人の適性が問われた事件を引き継いだことがある。その際、前任の後見人から、今まで家族の中で普通にやっていたことが何故いけないのかといった素朴な疑問が出た。

今後、後見人が増えることが予想されるが、このような疑問が出るようではいけないと思った。

(委員長)

本人の財産を守るといった観点から、後見人には行動してもらわなければならないが、家族だからいいのではないかといった発想も出てくる。地域的な問題もあると言われる方もいるが、委員の方々はその辺りをどのように感じているか。

(委員D)

県西部の出身ですが、石見部の方がいいかげんだと感じている。いくら家族同士でも厳格な運用が必要であるといったことは、徹底した方がよいと思う。

(委員E)

夫婦間では信頼があり、お互いの財産を自由に使うといった場合もあるが、制度を進めていく上では、ある程度十分な説明が必要だと思う。

(委員A)

裁判所のホームページにある「裁判手続家事事件Q & A」の中に、誰が申立てをすることができるか、成年後見人に選ばれる人はどんな人かの記載があった方がよいと思う。

(委員B)

地域において、いろいろな方と関わっていると、後見制度を利用された方がよいと思う人がたくさんいる。そのような方々、又は、申立てをすることができる人に誰が説明するのか、松江市や社会福祉協議会からは説明の文書は送付されているが不十分だと考える。後見制度が始まってからの問題よりも、なぜ制度を利用しないのかといったところの問題が大きいのではないか。

(説明者)

島根県においては、県内の4地域に成年後見センター（松江後見センター、出雲後見センター、石見後見センター、益田・鹿足後見センター）があり、地域の弁護士、司法書士、社会福祉士の方々が集まり運営している。そこでは、家庭裁判所の窓口同様に相談を受けている。

(委員F)

大きな問題は、この制度を受けるべき人又は受けることが適当ではないかと思う人が、実際には受けないままにしていることである。その所を誰がどのような形で、制度を拡大していくか、何がネックとなって広がって行かないかを考察する必要があると思う。

そこで、松江家庭裁判所管内において、成年後見が必要ではないかと思われる人数を認識しているのか伺いたい。

(委員長)

潜在需要が相当程度あることは一般に言われているが、家庭裁判所に申し立てられる事件は、DVDでもご覧いただいたとおり、預金を下ろそうと思っても下ろせなかったとか、遺産分割するためといった問題が顕在化した方が申し立ててくる事例を取り扱っているため、潜在需要がどの程度あるのか把握できる実情にはない。

(委員F)

正確な数字ではないが、島根県社会福祉協議会において入手した数字では、島根県内の高齢の認知症の方と、重度の障害者（一部重複した者を含む。）を加えると、全員が成年後見を必要とする方だとは思わないが、3万人程度になる。

また、家庭内で金銭管理ができない単身だとか、家族全員が高齢者あるいは全員が高齢者と知的障害者であるような方が500人以上いる。その中で25人は成年後見に移行しなければならないと認識しているが、後見人の受け手がいない状況にある。

(委員長)

後見人をどのように育成していくかは、難しい問題である。各市町村でも育成に尽力いただいているところであり、家庭裁判所としても、講師派遣等で協力して行きたいと考えている。

専門職後見人の育成について何か良い工夫があれば伺いたい。

(委員C)

松江後見センターに登録されている方でも、積極的に後見人をやろうという方は少ないが、後見センター内部では積極的に引き受けようという話は出ている。

また、市民後見人については、様々な所で養成講座が開かれているが、後見人の業務を考えると、市民後見人を給源として考えるのは難しいと思っている。

(委員長)

市民後見人を含め後見人になるべき人を育成していくことについては、今後、自治体等でも考えていただかなければならないのではないかと思います。

## エ 裁判所側説明者による説明

「後見等開始事件の全国及び島根県における事件動向」大内首席書記官

「後見制度運営の仕組の概要」大内首席書記官

「後見人説明会の実施について」小松次席家裁調査官

## オ 質疑応答、意見交換

(委員長)

4月1日から市町村の必須事業とされた成年後見制度利用支援事業については、

裁判所においても申立人や後見人等に情報提供しているところですが、その推進に向けた松江市の取組について、説明していただきたい。

(委員A)

松江市の成年後見制度利用支援事業は、従前から要綱に従って行っていたところであるが、この度改正を行った。改正点は、市長が後見等開始の審判の申立てをした事例のみを助成の対象としていたが、改正後は、これを削除し、誰が申立てしても生活保護の受給者とか、収入支出の状況からそれと同等と認められる方及びその他市長が認める方に対し、月額施設入所が2万8千円、その他が1万8千円を上限として助成することとなった。

今年度、障害者の助成について55万円程度(昨年約33万円)予算を計上し、介護については、250万円程度(昨年約100万円)の予算を計上した。これにより、後見制度の一助となればと考えている。該当者については、助成の申立てをしていただきたい。

(委員長)

後見人説明会における説明内容や不正防止に向けた取組について裁判所側から説明があったが、これについて御意見、御質問をいただきたい。

(委員A)

後見人説明会資料において、適切に仕事が行われない場合として不行跡、品行に問題があるなどの記載があるが、抽象的なものであり、尺度が難しいと考えるがどうか。

(説明者)

御質問の事例については、今まで見聞きした事例はない。以前、職場内で、刑事罰までにはいたらない虐待とか、認知症である親に対して、品位を汚すような発言を病院内や近所でした場合が該当するのではないかと議論をしたことはあるが、具体的にどのようなケースが該当するのか検討はしていない。

(委員B)

後見人説明会の中で予算を立てることについては詳しく説明があるが、決算についてはどうなっているのか。後見監督があるのでそこでの報告で済むことなのか、収入によっては、確定申告が必要なこともあるので、その辺りを説明されないのはどうしてか。

(説明者)

決算という言葉はないが、後見監督の機会に裁判所に収支の報告していただくことになる。後見監督の機会には、財産目録と収支予定表を提出していただくことになるが、それぞれの金額について、証明していただくものも添付していただくことになる。例えば、年金のはがきの写し、施設利用の領収書、固定資産税の通知書等である。資料がなければ妥当な金額かどうかを検討することになる。

(委員B)

守秘義務の問題で、本人の財産を守るだけでなく、後見を受けていることなど、本人のプライバシーといった権利を守ることも、説明会で説明されるのか。

(説明者)

今後、財産管理だけでなく、本人の人権、プライバシーをどう守るのか、その点も勘案しながら後見人説明会等の内容を検討していきたい。

(委員G)

法律家の目から見ると、条文を見るまでもなく、親子関係があっても他人の預金を使うのは感覚的におかしい。

一般的に親と一緒に暮らしているから母親の財産を少しぐらい使ってもいいだろうとか、今月は少し生活費が足りないから借りようといった考えが、結果として大きな問題になってくる。後見制度の制度趣旨から見ても許されない。

報酬付与についても話があったところであるが、本人の生活のために必要であり、相当な範囲であれば、家庭裁判所に相談いただいて、報酬付与の申立をされれば問題がなかったと思えるような事例もあったと聞いている。そのような情報を家庭裁判所から上手く伝えられなかったということもあるが、今後、そういった面も含め、後見制度を適正に運営できるよう裁判所も努力していかなければならない。

(委員C)

裁判所及び各委員の方に伺いたいが、弁護士や司法書士であれば、職務上、財産目録や収支予定表を作成することはよくあることだが、親族後見人が、それらを作成するのは労力があることであり、その時点で挫折感を感じる人もいると思うが、その辺の実情はどうか。

(委員A)

どこから手を付けてよいのか分からないので、挫折感を感じると思う。

(委員長)

裁判所においては、財産目録等の作成時期に合わせ、後見人説明会を行っている。作成に当たって分からないことがあれば、説明会を利用していただきたい旨周知したい。

親族なのだから、なぜこんなことまでしなければならないのかと思われる方もいらっしゃると思うが、本人の財産を守り、きちっとした後見事務を行っていただくためには、財産目録等の作成を含め、基礎知識を学んでいただかないと裁判所も後見監督ができないのでお願いしているところである。

みなさんの御意見を基にして、今後の後見人説明会をさらに充実させるとともに、まだ、後見人説明会を実施していない支部についても実施していきたいと考えている。

カ 次回のテーマについて

次回のテーマは、「面会交流運営及び家裁の広報について」とする。

キ 次回期日

各委員の日程を調整した上で決定する。